

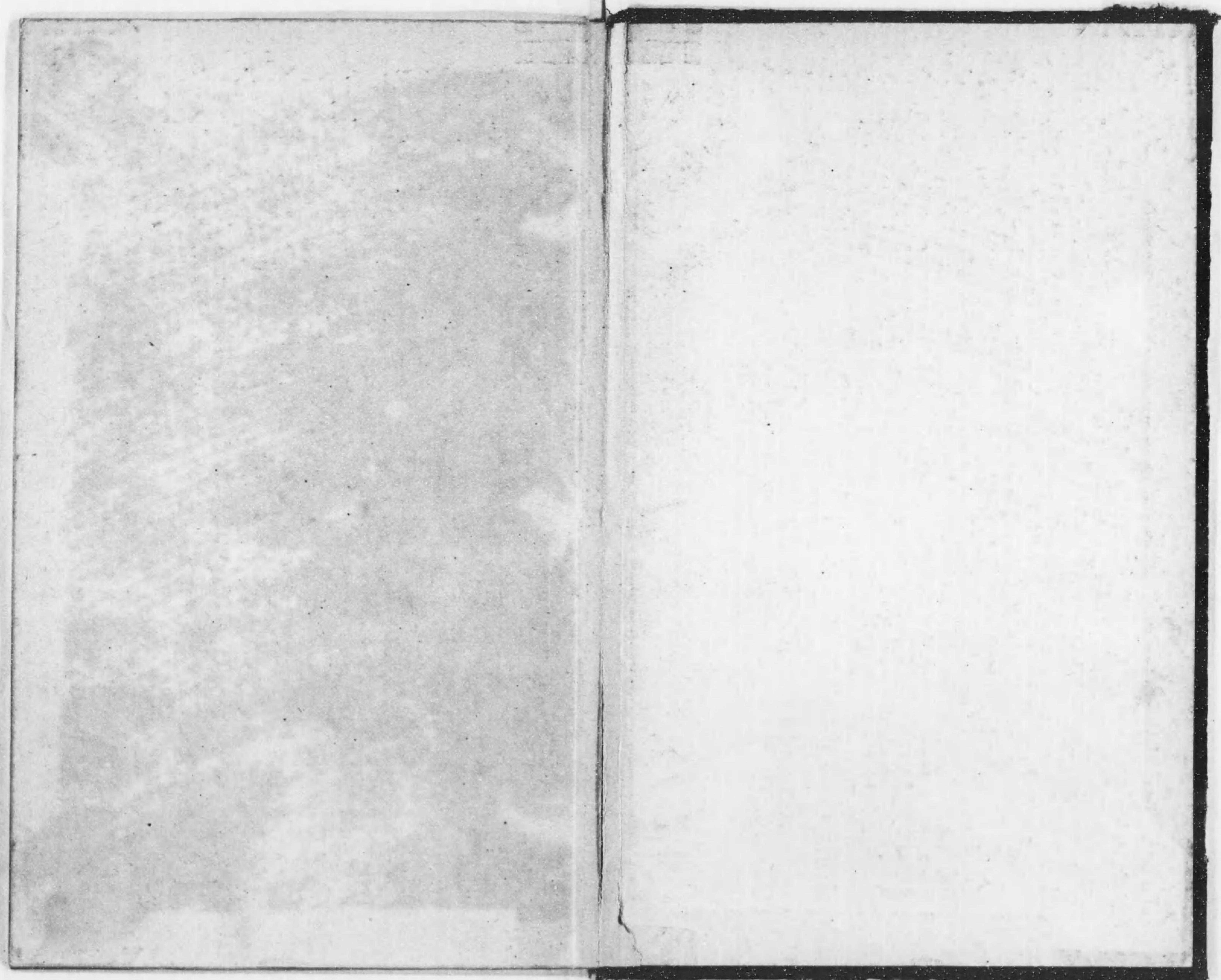
始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9  $\frac{16}{40}$  1 2 3 4 5

524  
346

地租糾議反對論



524  
346

地租委讓反對論

根本正謹述

# 地租委讓反對論

根本正謹述

國民は國體を記憶せざる可らず。輓近黨人の有力者にして、眞に國家を憂ふるの念弱く、其の言論宛も水草の如く、時論流言に隨從し、確乎たる主義主張なく徒に黨勢を擴張し、政權を掌握せむことに焦り、私心を逞うせむとするが如き潮勢なきにあらず。我等國民たる者、冷然として其の暴行を放棄傍観すること能はざるものあり。

地租委讓は帝國的一大運命に關するものなるを以て、苟も憂國の士たるもの、宜しく其のは非當否を攻究し、其の暴論を根絶し、帝國をして泰山の安きに置かざる可らず。惟ふに政治は大義名分を

大正

14. 9. 2  
内交

基礎とせる主義に依りて政綱を遂行すべきものなるに拘はらず、彼等黨人には其の基準なく、唯に利黨政策をのみ主とし國家の大本を忘れ、國政に實行し能はざる政綱を揚言し、恬として愧ぢざるが如きは、一般國民の思想を悪化し、國家の基礎を危うするものにして、遂に王政復古の大業を顛覆せむとする如き結果を視るに至るべし、憂國の士、深謀熟慮、以て地租委讓の惡政たるを天下に告白し、其の非道なる理由を瞭にし、萬世不變の光榮ある帝國の面目を持續するの決心なかる可らず。然るに有爲の政治家にして、往往地租委讓を賛成し、其の代るべき財源なきの故を以て即時決行するに反対するの論者なきにあらず。世人も亦其の議論を以て是なるが如く解釋するものなきにあらず。本問題は決して財源有無の如何に依りて決すべき小問題にあらず。即ち地租金額は僅に七千四百三十七萬三千二百八十五圓にして、他の稅源に比する

も敢て多額と調ふべき程のものにあらず。要するに國家の基礎とすべきものは土地と人民との二大關係にして、此の二事は古來、國體上、天皇の直有すべきものたるを記憶せざる可らず。其の理由を舉ぐれば、大日本史の國郡司の弊頭に於て瞭然たり。是を以て王政維新の大業を遂行するに當り、地租を朝廷に奉還し、肇めて帝國統一の基礎立し、明治大正の仁政を實顯するに至れり。若し夫れ其の當時慶喜公及諸藩にして、今日黨人の論ずるが如く、地租を地方稅たらしめ、藩祿奉還の事なかりせば、或は帝國をして支那の今日に於けるが如く、統一の權力なく、又世界列強に伍する能はざりしを疑はず。

又之を稅制の本義より論ずるも、地租委讓の分配金の如きは、大なる不公平を來すを以て、此の上より觀るも、其の不可なること瞭然たり。茲に其の例を舉ぐれば、東京府市の如き多額の所得稅を納

むるも、地租は一人に付平均僅に八十九錢、沖繩縣は七十錢三厘北海道の如きは最少三十二錢、和歌山縣は九十錢、廣島縣は八十四錢の割合を以て委譲せらるべし。然るに滋賀縣の如きは二圓六十二錢、富山縣は二圓十二錢、佐賀縣は一圓九十一錢の割合を以て委譲せらるべし。爰に最高滋賀縣と最少北海道とを比較計算すれば、滋賀縣民は北海道民よりも七倍又東京府市よりも殆ど三倍の巨額を委譲せらるゝに至るべし。元來地租委譲論者の主義主張とする所は、地方費を補助せむとするにあり。而して地方費の約十分の五以上は教育費なるを以て斯の如き不公平なる地租委譲を爲すとせば、甲の縣にては教育費の充實を得るも、乙の縣にては教育費の歛乏を見るに至るべきは明にして、舉國徵兵の民たるに拘はらず、教育の程度を異にするを以て、若し一朝有事の場合にありては、盡忠報國の精神に等差を生ずべき憂なきを得ず。

如上、何れの點より論ずるも、其の不可なるは明白なり。仁政以て治國の基礎を樹て、人民の實力を發展せしめむと欲せば、地租は從前の如く國稅として、中央政府之を管理し、其の地租金全部を正金にて國庫より學齡兒童の數に比例し、既定の四千萬圓に増加し、之を公平に分配すること、爲さば、地方經濟を充實し、仁政を實行することを得、倍々帝國の光威を四海に宣揚するに至るべきを信ず。地租委譲の可否を論ずるに先ち、其の由りて來る所を擧ぐれば、第四十六回帝國議會の開會に當り、革新俱樂部は、地租條例廢止法律案を提出し、其の理由を左の如く言明せり。

地方自治體ハ孰レモ強固ナル財源ヲ有セス其ノ財政甚シク窮迫シツツアリ依テ地租ヲ國稅ヨリ除キ之ヲ地方自治體ノ財源ニ移譲シ一面ニ於テ地方自治體ノ財政ヲ鞏固ナラシムルト共ニ他面ニ於テ中央政府ノ稅制ノ根本整理ニ資セムトス

是即ち地租を國稅より除きて、之を地方自治體に委譲せむとするに在り。憲政會は、之を賛せざるものとの如きも、政友會は、行政及稅制の整理に關する建議案を提出し、其の理由を左の如く言明せり。  
我國ノ稅制ハ國稅地方稅共殊ニ地方稅ニ至リテハ歲入ノ中軸タルヘキ獨立ノ稅種乏シキニ拘ラス國稅附加稅ハ彈力性ヲ缺如スルカ爲他ノ稅種ニ向テ無制限ニ賦課スルヲ免レス故ニ地租ノ如キ獨立ノ稅種ヲ地方ニ移讓スルト共ニ國稅地方稅ヲ通シテ根本的整理ヲ斷行シ組織ヲ整へ體系ヲ備ヘ以テ國民負擔ノ均衡ヲ計リ併テ中央並地方財政ノ基礎ヲ鞏固ニスルハ焦眉ノ急務ナリト信ス

即ち地租の如き獨立の稅種を他方に委譲せむとするものにして、蓋革新俱樂部の所說に賛するものの如し。今や委譲説の可否は、紛紛擾擾として其の歸着を見出すに苦まざるを得ず。抑々今日

地租の委譲は、地方の救濟を主眼とし、農村の振興を目的としたるものに外ならず。地方を救濟せむと欲するものの大に可なり。農村の振興を圖らむと欲するものの大に可なり。然れども、地租委譲の舉に出でざるも、彼の第四十六回議會に教育費國庫負擔の實を挙げむが爲め、四千萬圓を國庫より支出せしが如く、地租に均しき金額を國庫より支出するの舉に出づることとするか、或は軍縮により生ずる金額を地方へ分配するの舉に出づることとせば不可なるべし。敢て地租の委譲を爲すが如き窮舉に出づるを要せざるものあらむ。予は又更に國體の上より觀て、地租の委譲を不可なりとせざるを得ず。左に之を開陳せむ。

土地は何人に依りて管理すべき乎

若し土地は何人の管理に屬すべきものなる乎の質問あらば、是に對して答て曰はむ。土地なるものは、人民に所有するの權利あり。

然れども、更に之を主管する者無るべからず。其の主管する者は國家なり。中央政府なり。即ち國家たる中央政府に依りて、管理せらるべきものなることは、王政維新以來の土地收用法に徴するも實に瞭然たるものあり。若し夫れ地租を地方自治に委譲せむか、土地の管理は中央政府の手を離れざるを得ず、一たび中央政府の手を離るれば、國本の基礎を危うするなきを奈何にせむ。試に之を隣邦の支那の現代に觀よ。支那が、今日亂麻の如きものは、國民一致の觀念無きと、地租に於ても統一の制無きとに由らざるなきを得ず。海關稅の如き、事實上に於て外國の管理となり居るは其の一なり。省長の制ありて、稅權を一方一方に掌握するは其の二なり。督軍の制ありて、地租をして國稅と爲さしめざるは其の三なり。要するに、公平ならずして統一なきに出づ。是啻に支那のみに止らず、米國に在りても、地租權を中央政府に收めず、地方の

自治制に付するを以て、權利四方に分割せられ、其の結果に於ては、或る土地は排日案を成立せしむるあり。或る土地は之を不可とするあり。斯る不一致を來すを見る。コハ米國中央政府が、地租に於ける實權を掌握せざるより出づるを知る。

以上論ぜし如く、地方の權利に委譲せし結果は國本の基礎を動搖せしむるの嫌なき能はず。思ふて此に至れば、實に寒心に勝へざるものなくむばあらず。

抑、大日本帝國は、古來土地と人民とを以て國家の基礎とし、根本とし、其の結果實に地租を重大視したるもの如くなるは、大日本史卷の三百七十九に於て之を見ることを得べし。

#### 國 郡 司 一

歷朝神聖、承之於祖宗、而傳之於萬世者、莫重於土地、莫愛於人民矣、而托之地治地親民之官、以盡其愛重焉、豈可不精其選也哉、云

試に此文義を解すれば「代代の神聖は祖宗より承けて、之を萬世に傳へるものに於ては、土地より重きはなし。民より愛すべきはなし。之を地を治め、民に親しむの官に托し、以て其の愛すべき、重すべきを盡す。豈に其の選を精うせざるべけむや。云々。」坦懐之を讀みて、土地は尊重すべきもの、人民は親愛すべきものたることを論じたるに外ならず。

先聖の論ずる所、業に已に此の如し。今日の地租を中央政府の手より、否國家の手より離し、之を一たび地方の手に委譲せば、國家即ち中央政府は、地租管理の權を有すること能はざるに至る。若し夫れ此の如むば、榮枯盛衰は一地方一地方に限局せられ、全國平等に受くること能はざるの結果に陥るながらむか。試に大日本史卷の三百七十九に於ける。

治地愛民之政亦皆壞矣。云々。

朝廷治民之權即去而不可復收焉是其土地之得失、民心之離合、

極大、不可不錄也。

の先進の言を一讀せば、委譲の説に左袒せむと欲するも能はざるなり。更に之を換言すれば、

民心の統一を缺くは一也。

國本を動搖せしむるは二也。

古來の良習を破壊するは三也。

惟ふに予然たる極東半島の國民にして、今日の如き隆盛を見るに至りしものは、國力充實の結果なり。故に之を國力充實の上より觀るも、地租は國稅として持続すべきものなるを信ず。

本論は、政黨政派の見地を超えたるものにして、國家萬世の基礎を鞏固ならしめむと欲するが爲め、國家の幸福を持続せむと欲す

るが爲めなり。又租稅を公平に徵收して、之を均衡に分配せむとする國民撫育の仁政に出づるものとせば、各地地租負擔の多寡を證明せざるべからず。即ち地租委讓を受ぐるの地方に依りては、各地に至大の差異を來して、國民の納稅負擔の不公平を大ならしむ。今より以後、日本帝國に於ける地價の激増すべきは、神戸なり、名古屋なり、敦賀なりと指定せざるを得ず。是等納稅額を増進するに至れるものは、單に其の土地人民の能力にのみより出づるものにあらずして、日本國民全體の資本より出づることは明瞭なり。例へば神戸築港埋立改修の爲め、國庫より投資せし金額は、既に七千萬圓の巨額に上り、名古屋の地にしても、鐵道線が米國シカゴ市の如く四方より集合せむとするの地形を有せしが爲めにして、是國費の支出に依りて、勢ひ斯る繁昌を來したるものなるを信ず。又敦賀の如きも、後來世界の運輸交通上に一大變化を來す場合に

至らば、必ず港灣改修の爲め、多額の國費を要し隨つて地租の増進を來すは、今日に於て豫想するに難からず。故に地租委讓が、農村振興の主義に出づるものとせば、斯の如く一方に厚くして一方に薄き不公平を以て、農村振興策なりと推定するを得ず。故に之を實行せむとする當路者は、宜しく公平の指導者たらざる可からず。我國今日の地租は、昔日の御年貢なり御年貢とは、臣民が朝廷へ上納金中第一の種目にして、朝廷は此の御年貢を以て國費を支辨せしものなり。今や百般の事業世界の大勢に順應すべきは、爲政者當然の處置なれども、帝國に於ける地租は、米國又は支那と歴史を異にするものにして、王政復古の中心たりし諸侯が、其の封土を天朝へ奉還したる國體上の、一大本義に對して、最も深慮を拂はざるべからず。將た我同盟たる英帝國の地租の如きも、其の中央政府に於て徵收せられ居ることは、英國大使が予に宛たる返翰に見る

も明なり。此に本論を草し参考書を添へ、以て賢明なる諸君に訴ふる所以也。

世界の四大列強たる英佛に於ても地租は國稅なり獨り米國あるのみ北米合衆國は各州法規同じからず各州知事は皆な民選なるを以て我が帝國と全く國家の基礎を異にする若し強て外國の例に則らむとせば先づ英佛兩國を以て参考とすべし

英國に於ける租稅徵收に就ての往復書翰

謹啓英國に於ける地租は地方廳又は中央政府孰れに由て徵收せらるべきものや乍御手數御回報被下度茲に前以て感謝の意を表し御依頼候

在京 明治十二年六月三十日

在東京

英國大使閣下

謹啓六月三十日付を以て御照會相成候英國の地租は中央政府の一省たる倫敦に於ける内國稅務廳に於て徵收致候此段代理大使の命に依り貴答候

一千九百二十三年七月六日

衆議院議員 根 本 正 股

根 本 正

エツチ、エス、ボルチ

## 大日本史卷之三百七十九

### 表第十

權 中 納 言 從 三 位 源 光 圜 修

七代孫 權 中 納 言 從 三 位 齋 昭 补

八代孫 權 中 納 言 從 三 位 慶 篤 校

國郡司一

歷朝神聖承之於祖宗而傳之於萬世者莫重於土地莫愛於人民矣而托之於治地親民之官以盡其愛重焉豈可不精其選也哉古者中宗佐大化之政夙察積弊之所原廢國造縣主代之以國守郡司其改舊革新爲土地人民謀也至矣故常勸之以清明正直之誠使之勵精振發以舉保土之政達愛民之仁加以激濁揚清之政蓋皆所以奉神聖之訓而致天業之高厚廣大也至於大寶養老考課選叙條制大備國司之選益重矣延歷天長閒紀綱方振其不奉法者嚴加黜罰新任者特賜引見易以治方國有滯政使國司面陳效績彰著者待以顯官宰輔之臣多舉於國司明習民事以臨大政吏治之盛莫踰斯時焉初自天平設公廨而國司獲利倍厚內官競望外任後又置員外官以給其俸民之受弊增甚迨貞觀以降乾綱不強政歸戚畹國司率以其黨爲之力營私門不克肅清所部姦豪爭事兼并盜賊竊發殺略吏民國司往往畏避不赴任加以莊園日興調庸歲減朝廷乃鬻官足用國司成功之弊自此而生矣若夫郡司也者初以國造爲之率皆神明之胄奕世相承民望所屬勢有不可遽變者故以終身爲限延

曆中以郡職有弊、詔廢譜第取才良、後以物情不從、公私多愁、復用譜第、寃平中、郡司爲國司所排、怏怏不樂、去爲公卿私人、或帶禁衛之官、其還鄉也、仍武斷於一方、所謂國郡住人武士、亦由此而起焉、抑欲以權家門客文弱軟媚輩、加之於強梁桀驁者之上、安得操縱如意哉、於是乎、天漢之流、出居國郡者、與嚮所謂住人者、相結爲朋類、呼應嘯聚沿襲之久、地方豪傑、甘爲源平之家人而不耻、則郡司之選、竟至失其人而靡聞矣、降暨白河朝、國司有定任、有重任、有童程而任者、皆以成功獲之、其猥濫已極、而大寶養老、治地愛民之政、亦皆壞矣、及乎源賴朝置守護地頭、則用彼甘爲家隸者以爲之、則朝廷治民之權既去、而不可復收焉、是其土地之得失、民心之離合、所關極大、不可不錄也、故今始自大化、至于明德、搜索國史及諸書、守介掾目至主政主帳之類、以次採錄、作國郡司表、

國號	守	介	掾	目	大	領	少	領	帳
山	黃文大伴 <small>七月任</small>	坂合部三田麻呂 <small>三月任</small>	高向色夫智和 <small>十一月任</small>	大伴旅人 <small>官養老三年九月</small>	佐伯淨萬侶 <small>見天平十五年四月</small>	介葛井諸會 <small>天平六年六月十三日</small>	目釧諸人 <small>天平四年四月十五日</small>	介若犬養東人 <small>天平二年十月</small>	相樂郡令掃守阿賀流 <small>大寶元年正月見</small>
城	坂合部三田麻呂 <small>和銅元年</small>	高向色夫智和 <small>十二月任</small>	大伴旅人 <small>官養老三年九月</small>	佐伯淨萬侶 <small>見天平十五年四月</small>	佐伯淨萬侶 <small>見天平十五年四月</small>	介紀伊富 <small>天平六年六月十三日</small>	介若犬養東人 <small>天平二年十月</small>	宇治郡擬少領宇治惠都 <small>天平十二年正月見</small>	
						介阿部許智 <small>天平七年七月任</small>	介坂上老人 <small>天平四年四月任</small>	宇治郡主帳宇治千庭 <small>天平二年正月見</small>	
						介阿部許智 <small>天平七年七月任</small>	介坂上老人 <small>天平四年四月任</small>	宇治郡大領宇治君足 <small>天平十二年正月見</small>	
						宇治郡大領宇治君足 <small>天平十二年正月見</small>			

## 參 考 第一

### 國郡司(大日本史卷之三百七十九) 反譯

歷朝ノ神聖、之ヲ祖宗ニ承ケテ、之ヲ萬世ニ傳フル者ハ土地ヨリ重ズベキハ莫ク、人民ヨリ愛スベキハ莫シ、而シテ之ヲ治地親民ノ官ニ托シテ以テ其愛重ヲ盡サムトス、豈ニ其選ヲ精シクセザル可ケムヤ、

古ヘ中宗、大化ノ政ヲ佐ケ、夙ニ積弊ノ原ヅク所ヲ察シ、國造縣主クニノミヤツコアガタヌシ廢シ、代フルニ國守郡司ヲ以テス、其改舊革新シテ、土地人民ノ爲ニ謀ルコト至レリ、故ニ常ニ之ニ勸ムルニ清明正直ノ誠ヲ以テシ、之ヲシテ勵精振發セシメテ以テ保土ノ政ヲ舉ゲ、愛民ノ仁ヲ達シ、加フルニ激濁揚清ノ政ヲ以テス、蓋シ皆神聖ノ訓ヲ奉ジテ、天業ノ高厚廣大ヲ致ス所以ナリ、大寶養老ニ至リテ考課選叙條制大ニ備ハ

リ、國司ノ選益重シ、延暦天長ノ間、紀綱方ニ振ヒ、其法ヲ奉ゼザル者ハ嚴ニ黜罰ヲ加ヘ、新ニ任ズル者ハ特ニ引見ヲ賜ヒ、勗メシムルニ治方ヲ以テシ、國ニ滯政アレバ國司ヲシテ面陳セシメ、效績彰著ナル者ハ待ツニ顯官ヲ以テセリ、宰輔ノ臣ハ多ク國司ヨリ舉ゲラレ、民事ニ明習シテ以テ大政ニ臨ム、吏治ノ盛ナルハ、此時ニ蹟ユルハ莫シ、

初メ天平ニ公廨ヲ設ケシヨリシテ、國司利ヲ獲ルコト倍々厚ク、内官外任ヲ競望セリ、後又員外ノ官ヲ置キ、以テ其俸ヲ給セシカバ、民ノ弊ヲ受クルコト増々甚シカリキ、貞觀以降ニ迨ビテハ乾綱張ラズ、政戚畹ニ歸シ、國司ハ率ネ其黨ヲ以テシ、力メテ私門ヲ營ミ、所部ヲ肅清スルコト克ハズ、姦豪ハ爭フテ兼并ヲ事トシ、盜賊竊ニ發シテ吏民ヲ殺略セリ、國司往往畏避シテ任ニ赴カズ、加フルニ莊園日ニ興リ、調庸歲ニ減ズルヲ以テ、朝廷乃チ官ヲ鬻ギテ用ヲ足シ、國司

成功ノ弊、此ヨリ生ジタリ、

若シ夫レ郡司ハ初メ國造ヲセシカバ、率ネ皆神明ノ胄、奕世相承ケ、民望ノ屬スル所、勢遽ニ變ズ可カラザルモノアリ、故ニ終身ヲ以テ限リトセリ、延暦中、郡職弊アルヲ以テ詔シテ譜第ヲ廢シテ才良ヲ取リシガ、後物情從ハズ、公私愁多キヲ以テ復譜第ヲ用キタリ、寛平中、郡司ハ國司ニ排セラレテ快快トシテ樂マズ、去ツテ公卿ノ私人ト爲リ或ハ禁衛ノ官ヲ帶ビ、其鄉ニ還ルヤ仍ホ一方ニ武斷ス、謂ハユル國郡ノ住人武門武士亦此ニ由リテ起レリ、抑々權家ノ門客文弱軟媚ノ輩ヲ以テ、之ヲ強梁桀驁ノ者ノ上ニ加ヘムト欲ス、安ゾ操縱意ノ如クナルコトヲ得ムヤ、是ニ於テカ天潢ノ流出デテ國郡ニ居ル者嚮ノ謂ハユル住人ナル者ト相結ビテ朋類ト爲リ、呼應嘯聚シ、沿襲ノ久シキ、地方ノ豪傑、甘ジテ源平ノ家人トナリテ恥ヂズ、則チ郡司選竟ニ其人ヲ失フテ聞ユルコト靡キニ至レリ、

降ツテ白河ノ朝ニ暨ビ、國司ニハ定任アリ、重任アリ、童稚ニシテ任ゼラル者アリ、皆成功ヲ以テ之ヲ獲、其猥穢已ニ極ツテ而シテ大寶養老治地愛民ノ政亦壞ル、

源賴朝守護地頭ヲ置クニ及ビテハ則チ彼ノ甘ジテ家隸ト爲ル者ヲ用キテ以テ之ヲ爲ス、則チ朝廷治民ノ權既ニ去ツテ而シテ復収ム可カラズ、是其土地ノ得失、民心ノ離合關スル所極メテ大ナリ、錄セザル可カラザルナリ、

故ニ今大化ヨリ始メテ明德ニ至ルマテ、國史及ビ諸書ヲ搜索シ、守介様目ヨリ主政主張ノ類ニ至ルマテ、次ヲ以テ採録シ、國郡同ノ表ヲ作ル、

地租ヲ教育費國庫負擔ノ爲公平ニ人口割分配  
スベキヲ其儘委讓セル時ノ各府縣損得表

當各府縣 當納額 當納人 口 表計 人	府 縣 名	人 口	地 租 額	地租ヲ其儘委讓セル時		(當各府縣 當納額 當納人 口)
				地租ヲ人口割 分配スベキ額	損 得	
42、	東 京 府	3,699,428	3,302,722	4,812,840	1,510,118	0.892
41、	神 奈 川 縣	1,323,390	1,363,928	1,757,462	393,534	1.030
8、	埼 玉 縣	1,319,533	2,229,440	1,752,340	477,100	1.736
9、	千 葉 縣	1,336,155	2,229,534	1,774,414	455,120	1.668
29、	山 梨 縣	583,453	728,668	774,826	46,158	1.248
23、	栃 木 縣	1,046,479	1,489,012	1,389,734	99,288	1.422
14、	茨 城 縣	1,350,400	2,180,983	1,658,291	522,692	1.615
31、	群 馬 縣	1,052,610	1,306,527	1,397,866	91,339	1.241

		東	北	
46,	北海道	2,359,183	764,451 <sup>円</sup>	3,132,995 <sup>円</sup>
22,	福島縣	1,362,750	1,977,023	1,799,732
27,	宮城縣	961,768	1,235,344	1,277,228
37,	巖手縣	845,540	978,949	41,884
11,	山形縣	968,935	1,610,157	1,286,732
20,	秋田縣	898,537	1,431,282	1,193,257
32,	青森縣	756,454	923,122	1,004,571
			81,449	
		信		
20,	長野縣	1,562,722	1,949,434 <sup>円</sup>	2,075,294 <sup>円</sup>
6,	新潟縣	1,776,474	3,185,323	2,359,158
2,	富山縣	724,276	1,535,882	961,839
12,	石川縣	747,360	1,237,109	992,494
7,	福井縣	559,155	1,053,504	785,678

中 國					
21.	兵 庫 縣	2,301,799	3,341,898 <sup>m</sup>	3,056,791 <sup>m</sup>	285,107 <sup>m</sup>
5.	岡 山 縣	1,217,698	2,220,553	1,617,103	603,450
26.	廣 島 縣	1,541,905	1,986,677	2,047,650	60,973
28 <sup>a</sup> .	山 口 縣	1,041,013	1,205,454	1,382,465	177,011
18.	鳥 取 縣	454,679	679,160	603,808	75,352
15.	島 根 縣	714,712	1,122,021	949,138	172,883
四 國					
24.	德 島 縣	670,212	937,184 <sup>m</sup>	890,042 <sup>m</sup>	47,142 <sup>m</sup>
28 <sup>b</sup> .	高 知 縣	670,712	859,731	890,849	1,118
13.	香 川 縣	677,852	1,106,634	897,306	209,328
34.	愛 媛 縣	1,046,720	1,258,082	1,400,044	142,338

九 州					
25.	大 分 縣	860,282	1,168,440 <sup>m</sup>	1,142,455 <sup>m</sup>	25,985 <sup>m</sup>
36.	福 間 縣	2,188,249	2,625,262	2,905,995	1,358
3.	佐 賀 縣	673,895	1,287,706	894,930	1,198
43.	長崎 縣	1,136,182	979,389	1,508,850	392,776
17.	熊 本 縣	1,233,233	1,863,103	1,637,734	1,910
44.	鹿兒島 縣	1,415,592	1,193,373	1,879,893	0.863
37.	宮 崎 縣	651,097	766,792	864,657	1.510
45.	沖 繩 縣	571,572	759,048	759,048	0.843
合 計		55,963,053	74,373,285	(全人口 = $\frac{對 \times n}{人 口 標 準}$ )	1.177
					0.703

斯ノ如ク各府縣へ其ノ人口ニ割當テ分配スルトセバ、上表ノ如ク損スルモノニ十二縣、得スルモノニ十五縣ノ割合トナルベシ、故ニ地租委讓ヲ實行セバ、損セル二十二縣ハ突然窮境ニ陥ルベク、單ニ經理上ヨリ見ルモ地租ノミ委讓スルハ不適

當ナリト信ズ。

爲政者ハ、租稅ノ徵收及其ノ分配ニ就テハ特ニ慎重審議以テ仁政ノ施設ニ注意セザルベカラズ。

地租委讓ノ目的タルヤ地方費ヲ輕減スルニアリ、果シテ然ラバ地方費ノ主ナルモノハ教育費ナリ、故ニ小學校教育費國庫負擔法ニ基キ、正金ヲ以テ地方ヘ分配スベシ。

予ガ特ニ此理由ヲ主張スル所以ノモノハ、明治三十二年第十三回帝國議會ニ於テ、授業料ヲ全廢シ、小學校教育費國庫補助法ヲ制定シタル責任者タルガ故ニ不公平ナル地租委讓ヲ以テスル時、地方教育費國庫負擔ヲ公平ニ實行スル能ハサルヲ知レバナリ。

大正十四年七月十日印刷  
大正十四年七月三十日發行  
非賣品  
著作權發行者 東京市文部省川田四國町十五番地  
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十一番地  
印 刷 者 高橋郡二郎  
印 刷 所 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地  
株式會社秀英舎



524

346

終

